

第10問 執行供託に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア AがBに対して有する100万円の金銭債権につき、Cから強制執行による差押え（差押金額60万円）がされた後、Cが提起した取立訴訟の訴状の送達を受ける時までに、Dを差押債権者とする差押命令（差押金額30万円）の送達を受けたときは、Bは、当該金銭債権の全額に相当する100万円を供託しなければならない。

イ AがBに対して有する100万円の金銭債権につき、Cから強制執行による差押え（差押金額60万円）がされた後、Cが提起した取立訴訟の訴状の送達を受ける時までに、Dを仮差押債権者とする仮差押命令（仮差押金額50万円）の送達を受けたときは、Bは、当該金銭債権の全額に相当する100万円を供託しなければならない。

ウ AがBに対して有する100万円の金銭債権につき、Cから強制執行による差押え（差押金額60万円）がされた後、Cが提起した取立訴訟の訴状の送達を受ける時までに、D税務署長からの滞納処分による差押え（差押金額50万円）がされたときは、Bは、当該金銭債権の全額に相当する100万円を供託しなければならない。

エ AがBに対して有する100万円の金銭債権につき、Cから仮差押え（仮差押金額60万円）の執行がされた後、Dを仮差押債権者とする仮差押命令（仮差押金額50万円）の送達を受けたときは、Bは、当該金銭債権の全額に相当する100万円を供託しなければならない。

オ AがBに対して有する100万円の金銭債権につき、Cから仮差押え（仮差押金額60万円）の執行がされた後、D税務署長からの滞納処分による差押え（差押金額50万円）がされたときは、Bは、当該金銭債権の全額に相当する100万円を供託しなければならない。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

供託法：06b

第8問

執行供託の計算

執行供託の計算に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア AのBに対する100万円の金銭債権につき、仮差押えの執行（仮差押債権額60万円）がされた後に、強制執行による差押え（差押債権額50万円）がされた場合、Bは、100万円を供託しなければならない。

イ AのBに対する100万円の金銭債権につき、仮差押えの執行（仮差押債権額60万円）がされた後に、滞納処分による差押え（差押債権額50万円）がされた場合、Bは、100万円を供託しなければならない。

ウ AのBに対する100万円の金銭債権につき、強制執行による差押え（差押債権額30万円）がされた後に、仮差押えの執行（仮差押債権額80万円）がされた場合、Bは、100万円を供託しなければならない。

エ AのBに対する100万円の金銭債権につき、強制執行による差押え（差押債権額30万円）がされた後に、強制執行による差押え（差押債権額70万円）がされた場合、Bは、100万円を供託しなければならない。

オ AのBに対する100万円の金銭債権につき、強制執行による差押え（差押債権額50万円）がされた後に、滞納処分による差押え（差押債権額40万円）がされた場合、Bは、100万円を供託することができる。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ